

令和 7 年第 3 回安城市議会定例会提出議案

認定		
令和 6 年度決算	9	本
議案		
条例改正	6	本
補正予算	2	本
その他議案	1	本
報告		
継続費の精算	2	本
同意	1	本
合 計	21	本

【初日－ 2 0 本】

認定

令和 6 年度決算について
一般会計歳入歳出
特別会計歳入歳出（ 6 会計）
企業会計（ 2 会計）

条例の改正について

安城市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正
安城市虹の家の設置及び管理に関する条例の一部改正
安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正
安城市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正
安城市水道事業給水条例及び安城市公共下水道条例の一部改正
安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

令和 7 年度補正予算について

一般会計
特別会計（ 1 会計）

その他議案について

令和 6 年度安城市水道事業剰余金の処分について

報告

継続費の精算について
一般会計
企業会計（ 1 会計）

【最終日－ 1 本】

同意

教育委員会委員の任命について

令和 7 年第 3 回安城市議会定例会付議案件

仮番	内 容	
1	議 案 番 号	認定第 号
	議 案 名	令和 6 年度安城市一般会計歳入歳出決算について
	摘 要	資料別添
2 ↳ 7	議 案 番 号	認定第 号 ～ 認定第 号
	議 案 名	令和 6 年度安城市特別会計歳入歳出決算について
	摘 要	次の 6 会計 国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業 介護保険事業 後期高齢者医療 資料別添
8 ・ 9	議 案 番 号	認定第 号 ・ 認定第 号
	議 案 名	令和 6 年度安城市企業会計決算について
	摘 要	次の 2 会計 水道事業 下水道事業 資料別添

仮番	内 容	
10	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	衆議院議員及び参議院議員の選挙に係る改定に準じ、市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動に係る公費負担の限度額の改定をするもの 選挙運動に係る公費負担の限度額を改定する。 (1) 選挙運動用ビラ 1 枚当たりの作成単価 7 円 7 3 銭→8 円 3 8 銭 (2) 選挙運動用ポスター 1 枚当たりの印刷単価 5 4 1 円 3 1 銭→5 8 6 円 8 8 銭 (施行日) 公布の日
11	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市虹の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴うもの 1 引用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項名を変更する。 第 4 条中「第 5 条第 1 4 項」→「第 5 条第 1 5 項」 2 所要の規定の整理をする。 (施行日) 令和 7 年 1 0 月 1 日

仮番	内 容	
12	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	児童福祉法の改正に伴うもの 次に掲げる条例の規定で引用する児童福祉法の条項名を「第 3 3 条の 1 0 各号」から「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に変更する。 (1) 安城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 1 2 条 (2) 安城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 1 2 条 (3) 安城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 2 5 条 (施行日) 令和 7 年 1 0 月 1 日
13	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴うもの 1 引用する児童福祉法の条項名を変更する。 第 1 2 条第 1 号中「第 6 条の 2 の 2 第 7 項」→「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」 2 引用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の条項名を変更する。 第 1 2 条第 2 号中 「第 5 条第 1 8 項」→「第 5 条第 1 9 項」 「同条第 1 9 項」→「同条第 2 0 項」 ※同条とは、第 5 条のこと (施行日) 令和 7 年 1 0 月 1 日

仮番	内		容																																																								
14	議 案 番 号	第 号議案																																																									
	議 案 名	安城市水道事業給水条例及び安城市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について																																																									
	摘 要	水道料金の改定により、水道の安定的な供給を継続し、並びに水道料金及び公共下水道使用料等の算定に係る公衆浴場の区分を廃止するもの 1 安城市水道事業給水条例を次のように改正する。 (1) 水道料金の基本料金の改定 <table><tr><th>区分</th><th>現行</th><th></th><th>改定後</th></tr><tr><td>メーター口径 13ミリメートル</td><td>600円</td><td rowspan="7">→</td><td>690円</td></tr><tr><td>メーター口径 20ミリメートル</td><td>1,000円</td><td>1,150円</td></tr><tr><td>メーター口径 25ミリメートル</td><td>2,500円</td><td>2,880円</td></tr><tr><td>メーター口径 40ミリメートル</td><td>7,600円</td><td>8,740円</td></tr><tr><td>メーター口径 50ミリメートル</td><td>12,200円</td><td>14,030円</td></tr><tr><td>メーター口径 75ミリメートル</td><td>27,000円</td><td>31,050円</td></tr><tr><td>メーター口径 100ミリメートル</td><td>50,000円</td><td>57,500円</td></tr></table> (2) 水道料金の水量料金の改定 <table><tr><th>用途</th><th>区分</th><th>現行</th><th></th><th>改定後</th></tr><tr><td rowspan="6">一般用</td><td>10立方メートルまで</td><td>50円</td><td rowspan="6">→</td><td>65円</td></tr><tr><td>10立方メートルを超え、20立方メートルまで</td><td>90円</td><td>105円</td></tr><tr><td>20立方メートルを超え、30立方メートルまで</td><td>125円</td><td>140円</td></tr><tr><td>30立方メートルを超え、50立方メートルまで</td><td>165円</td><td>180円</td></tr><tr><td>50立方メートルを超え、100立方メートルまで</td><td>190円</td><td>205円</td></tr><tr><td>100立方メートルを超えるもの</td><td>210円</td><td>225円</td></tr><tr><td>臨時用</td><td></td><td>280円</td><td></td><td>295円</td></tr></table> (3) 水道料金の算定に係る公衆浴場の区分を廃止する。 2 安城市公共下水道条例を次のように改正する。 公共下水道使用料の算定に係る公衆浴場の区分を廃止する。 ※農業集落排水処理施設の使用料の算定に係る区分は、公共下水道の使用料の算定に係る区分を準用しており、同時に農業集落排水処理施設の使用料の算定に係る公衆浴場の区分は廃止される。 (施行日) 令和8年4月1日			区分	現行		改定後	メーター口径 13ミリメートル	600円	→	690円	メーター口径 20ミリメートル	1,000円	1,150円	メーター口径 25ミリメートル	2,500円	2,880円	メーター口径 40ミリメートル	7,600円	8,740円	メーター口径 50ミリメートル	12,200円	14,030円	メーター口径 75ミリメートル	27,000円	31,050円	メーター口径 100ミリメートル	50,000円	57,500円	用途	区分	現行		改定後	一般用	10立方メートルまで	50円	→	65円	10立方メートルを超え、20立方メートルまで	90円	105円	20立方メートルを超え、30立方メートルまで	125円	140円	30立方メートルを超え、50立方メートルまで	165円	180円	50立方メートルを超え、100立方メートルまで	190円	205円	100立方メートルを超えるもの	210円	225円	臨時用		280円	
区分	現行		改定後																																																								
メーター口径 13ミリメートル	600円	→	690円																																																								
メーター口径 20ミリメートル	1,000円		1,150円																																																								
メーター口径 25ミリメートル	2,500円		2,880円																																																								
メーター口径 40ミリメートル	7,600円		8,740円																																																								
メーター口径 50ミリメートル	12,200円		14,030円																																																								
メーター口径 75ミリメートル	27,000円		31,050円																																																								
メーター口径 100ミリメートル	50,000円		57,500円																																																								
用途	区分	現行		改定後																																																							
一般用	10立方メートルまで	50円	→	65円																																																							
	10立方メートルを超え、20立方メートルまで	90円		105円																																																							
	20立方メートルを超え、30立方メートルまで	125円		140円																																																							
	30立方メートルを超え、50立方メートルまで	165円		180円																																																							
	50立方メートルを超え、100立方メートルまで	190円		205円																																																							
	100立方メートルを超えるもの	210円		225円																																																							
臨時用		280円		295円																																																							

摘

要

仮番	内 容	
15	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	摘 要	企業職員に係る部分休業の形態を一般職の職員と同様のものとするに伴うもの 部分休業の定義を改める。 第16条第2項中「子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと」→「子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき市長が定める時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと」 ※部分休業とは、一定の年齢以下の子を養育するために、任命権者の承認を受け勤務しないこと （施行日） 令和7年10月1日
16	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	令和7年度安城市一般会計補正予算（第3号）について
	摘 要	資料別添
17	議 案 番 号	第 号議案
	議 案 名	令和7年度安城市特別会計補正予算について
	摘 要	介護保険事業（第1号）の1会計 資料別添

仮番	内 容																																								
18	議 案 番 号	第 号議案																																							
	議 案 名	令和6年度安城市水道事業剰余金の処分について																																							
	摘 要	1 未処分利益剰余金 870,158,209 円 2 処分額 588,588,235 円 （1）減 債 積 立 金 56,357,360 円 （2）建設改良積立金 100,000,000 円 （3）組 入 資 本 金 432,230,875 円 3 繰越利益剰余金 281,569,974 円																																							
19	議 案 番 号	報告第 号																																							
	議 案 名	継続費の精算について																																							
	摘 要	一般会計 令和5年度及び令和6年度に係る継続費の精算報告 単位 円 <table><tr><th>区 分 （ 款 ・ 項 ） 事 業 名</th><th>計 画 （ 年 割 額 ）</th><th>実 績 （ 支 出 済 額 ）</th><th>比 較</th></tr><tr><td>50 教育費</td><td>⑤ 60,000,000</td><td>0</td><td>60,000,000</td></tr><tr><td>30 保健体育費</td><td>⑥ 89,928,000</td><td>149,927,800</td><td>△ 59,999,800</td></tr><tr><td>南部調理場空調設備改修事業</td><td>計 149,928,000</td><td>149,927,800</td><td>200</td></tr><tr><td>50 教育費</td><td>⑤ 19,600,000</td><td>0</td><td>19,600,000</td></tr><tr><td>30 保健体育費</td><td>⑥ 26,820,000</td><td>46,420,000</td><td>△ 19,600,000</td></tr><tr><td>南部調理場照明設備更新事業</td><td>計 46,420,000</td><td>46,420,000</td><td>0</td></tr><tr><td>50 教育費</td><td>⑤ 21,200,000</td><td>0</td><td>21,200,000</td></tr><tr><td>30 保健体育費</td><td>⑥ 31,671,000</td><td>52,870,400</td><td>△ 21,199,400</td></tr><tr><td>北部調理場給水設備改修事業</td><td>計 52,871,000</td><td>52,870,400</td><td>600</td></tr></table>	区 分 （ 款 ・ 項 ） 事 業 名	計 画 （ 年 割 額 ）	実 績 （ 支 出 済 額 ）	比 較	50 教育費	⑤ 60,000,000	0	60,000,000	30 保健体育費	⑥ 89,928,000	149,927,800	△ 59,999,800	南部調理場空調設備改修事業	計 149,928,000	149,927,800	200	50 教育費	⑤ 19,600,000	0	19,600,000	30 保健体育費	⑥ 26,820,000	46,420,000	△ 19,600,000	南部調理場照明設備更新事業	計 46,420,000	46,420,000	0	50 教育費	⑤ 21,200,000	0	21,200,000	30 保健体育費	⑥ 31,671,000	52,870,400	△ 21,199,400	北部調理場給水設備改修事業	計 52,871,000	52,870,400
区 分 （ 款 ・ 項 ） 事 業 名	計 画 （ 年 割 額 ）	実 績 （ 支 出 済 額 ）	比 較																																						
50 教育費	⑤ 60,000,000	0	60,000,000																																						
30 保健体育費	⑥ 89,928,000	149,927,800	△ 59,999,800																																						
南部調理場空調設備改修事業	計 149,928,000	149,927,800	200																																						
50 教育費	⑤ 19,600,000	0	19,600,000																																						
30 保健体育費	⑥ 26,820,000	46,420,000	△ 19,600,000																																						
南部調理場照明設備更新事業	計 46,420,000	46,420,000	0																																						
50 教育費	⑤ 21,200,000	0	21,200,000																																						
30 保健体育費	⑥ 31,671,000	52,870,400	△ 21,199,400																																						
北部調理場給水設備改修事業	計 52,871,000	52,870,400	600																																						

仮番	内 容																	
20	議 案 番 号	報告第 号																
	議 案 名	継続費の精算について																
	摘 要	水道事業会計 令和5年度及び令和6年度に係る継続費の精算報告 単位 円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 (款 ・ 項) 事 業 名</th><th>計 画 (年 割 額)</th><th>実 績 (支払義務発生額)</th><th>比 較</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 資本的支出</td><td>⑤ 47,000,000</td><td>0</td><td>47,000,000</td></tr> <tr> <td>10 建設改良費</td><td>⑥ 71,000,000</td><td>110,309,100</td><td>△ 39,309,100</td></tr> <tr> <td>北部浄水場6号配水ポンプ更新事業</td><td>計 118,000,000</td><td>110,309,100</td><td>7,690,900</td></tr> </tbody> </table>		区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	計 画 (年 割 額)	実 績 (支払義務発生額)	比 較	4 資本的支出	⑤ 47,000,000	0	47,000,000	10 建設改良費	⑥ 71,000,000	110,309,100	△ 39,309,100	北部浄水場6号配水ポンプ更新事業	計 118,000,000	110,309,100
区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	計 画 (年 割 額)	実 績 (支払義務発生額)	比 較															
4 資本的支出	⑤ 47,000,000	0	47,000,000															
10 建設改良費	⑥ 71,000,000	110,309,100	△ 39,309,100															
北部浄水場6号配水ポンプ更新事業	計 118,000,000	110,309,100	7,690,900															
21	議 案 番 号	同意第 号																
	議 案 名	教育委員会委員の任命について																
	摘 要	委員 中村沙織の任期満了（令和7年9月30日）に伴う後任の選任 教育委員会委員 任期 4年 定数 4人 要件 安城市長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもの																